

社会連帯の意義と社会保険の本質について

阿部 公一

一、はじめに

公的年金制度の運営を長期的に安定させる必要性から、厚生労働省の年金局数理課は、将来における合計特殊出生率の推移や、実質賃金上昇率などの経済要素の推計の修正を反映させて、五年ごとに財政再計算を繰り返してきた。この財政再計算にもとづき、給付と負担の長期的な均衡を維持し続けることを目指して、年金改正も、原則五年ごとに繰り返されてきた。この年金改正では、給付と負担の長期的な均衡を維持する目的に加えて、社会情勢の変化に応じて、制度の見直しも行なう。二〇〇四年は、年金改正の年にあたり、第一五九回国会（通常国会）において、改正案が成立した。もともと、二〇〇四年改正では、給付水準と保険料負担の引き上げに関する制度の調整に追われ、年金財政の数字合わせに始終した。改正案によれば、厚生年金の保険料（労使折半の負担料率）は、改正前の一三・五八％から、毎年〇・三五四％ずつ引き上げられて（二〇〇四年の一月から）、二〇一七年の九月以降は一八・三％に据え置かれる予定にある。一方、厚生年金のモデル世帯の給付水準は、「現役世代の標準的な年収（可処分所得）の五〇％を維持する」ものとしている。この年金財政の数字合わせは、世代間格差の調整であり、公的年金を通じた世代間の所得再分配に対する政治的合意を意味している。だが、この世代間格差の調整は、早くも崩れかけている。¹⁾

まして、少子・高齢化の進行が、将来推計よりも、より速いスピードで進行するならば、五年ごとの財政再計算の時

期を待たずして、比較的早い時期に、あらためて、公的年金制度の見直しが必要になることであろう。二〇〇四年改正の前提条件となる合計特殊出生率（以下、とくに明記しない場合は、中位推計の数値を記している）は、「今後、二〇〇七年に一・三〇台まで低下した後を持ち直し、二〇五〇年には、一・三九まで回復する」と推計されていた。²だが、二〇〇四年改正案の成立直後に、二〇〇三年の合計特殊出生率が、戦後最低の一・二九に落ち込んだことが明らかになった。このような経緯から、情報の後出しではないかと、メディアに報道されたこともあり、公的年金制度に対する国民の不信感は、一層増幅している。

また、二〇〇四年改正では、第一号被保険者を対象にした国民年金への未加入問題や、保険料の未納問題も、今後の課題として先送りされることになった。今後は、二〇〇四年改正時に積み残された制度の一元化問題や、税・保険料の負担や給付のあり方について、十分に検討していく必要があるが、その際には、たんなる保険としての財政上の数字合わせから、制度の調整をするのではなく、社会連帯の意義や社会保険の本質を十分に踏まえて、公的年金の政策づくりを進めていく必要があると思われる。

年金改正において、財政上の数字合わせが強調されると、世代間における損得勘定のみが優先されて、未加入・未納問題を一層増幅させるかもしれない。このような問題を解決していくためには、国民ひとりひとりが、公的年金制度は、民間保険や個人の貯蓄と異なることを理解する必要がある。つまり、公的年金制度は、社会保険として、社会保障制度に位置付けられていることを忘れてはならない。国民全体において、このようなコンセンサスを得たうえで、はじめて、公的年金の政策づくりの出発点となることであろう。

二〇〇四年改正時に積み残された課題を解決していくために、あらためて、公的年金の政策づくりを進めていかなければならない。その際には、社会保障制度の社会保険として、公的年金の政策づくりを進めていかなければならない。そこで、本稿では、まず、公的年金の政策づくりを進めていくうえで、社会保障における社会連帯の意義について、再

確認していく。つぎに、いささか教科書的な内容になりがちかもしれないが、積み残された課題を検討していく際に、原点となる社会保険の本質について、再整理していく。

社会保障における社会連帯の意義を再確認し、社会保険として、公的年金の政策づくりを進めていくためには、あらためて、国民に対する社会保障教育の重要性も唱えていかなければならない。そこにも、本稿の意義があると思われる。本稿を契機に、社会保障教育の一層の重要性をも呼びかけていきたい。

二、社会保障における社会連帯の意義

日本国憲法は、第二次大戦後の一九四六年に制定され、第二五条の一項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、国民の生存権を規定している。そして、二項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として、生存権に対する国家の責任を明らかにしている。この第二五条の理念を具体化するために、当時、社会保障制度審議会は、社会保障制度を確立するために、一九五〇年の一〇月に、総理大臣に「社会保障制度に関する勧告」(以下、一九五〇年勧告)を提出した。⁽³⁾

一九五〇年勧告では、社会保障制度における具体的な制度を提示したうえで、「このような生活保障の責任は国家にある」とし、「国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならぬ」としている。

さらに、一九五〇年勧告では、生活保障に対する国家の責任とともに、国民として、果たさなければならない社会的

義務についても触れている。社会的義務の根拠として、社会連帯の精神を掲げている。一九五〇年勧告では、「社会連帯の精神に立つて、それぞれの能力にに応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない」としている。

日本国憲法の第二五条では、社会連帯の精神について、触れてはいないものの、国家が社会保障制度を維持・運営していくうえで、必要な精神と考えられる。すべての国民は、社会保障制度を維持・運営するために、経済的な能力（所得能力）に応じた負担を果たすことで、国民ひとりひとりが、社会保障制度を支えることにより、社会保障制度の運営・維持に対する社会的な義務を果たすことが可能となる。

このような社会連帯の精神を尊重した場合、公的年金の保険料は、社会保障制度を支えるための社会的な義務と考えられよう。したがって、公的年金制度は、民間の保険や個人の貯蓄とは異なる制度であることを再認識する必要があると思われる。社会保障制度は、生活を保障する制度であり、国家の責任であるものの、社会連帯の精神にもとづいて、制度自体が支えられていることについて、あらためて、国民ひとりひとりが理解する必要がある。

このようなことから、従来以上に、社会保障教育の重要性を唱えていきたいと思う。公的年金制度が、民間の保険や個人の貯蓄と異なる制度であることを十分に認識させるためには、社会連帯の精神により、社会保障制度が支えられていることについて、社会保障教育を通じて、国民のコンセンサスを得る必要があるだろう。小・中・高校の社会科系科目などを通じて、社会保障における社会連帯の精神の重要性について、従来以上に触れる必要があると思われる。

なお、一九五〇年勧告の総説では、国家の生活保障に関する責任について、「生活を保障する方法もとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することがあつてはならない」と述べている。このような考え方から、勧告では、社会保障制度の中心に社会保障を位置づけている。

また、総説では、社会保障について、「自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保障制度でなければ

ばならない」と述べている。社会保険は、公的扶助と異なり、給付を受けるためには、抛出をとまわなければならない。「自らをしてそれに必要な経費の譲出」こそ、社会連帯の精神にもとづく社会的義務であり、所得能力に応じた負担義務を意味する。第一号被保険者を対象にした国民年金への未加入問題や、保険料の未納問題を解決していくためには、公的年金制度を一元化する必要性があるものと思われるものの、社会保障教育を通じて、社会連帯の精神の重要性について、一日も早く、国民全体のコンセンサスを得ることも、重要なことであろう。

さて、次節では、公的年金の政策づくりを進めていく際に、原点となる社会保険の本質について、再整理していく。

三、社会保険の本質について

(一) 民間保険の限界と社会保険

民間保険の場合、個々人に、リスクに応じた保険料を負担させているところに、その特徴がみられる。この場合、個人の保険料負担は、保険金の予想値に見合うように設定されている。この民間保険の保険料負担のルールは、給付・反対給付均等の原則と呼ばれている。ここでは、民間保険の限界を明らかにし、社会保険としての公的年金の必要根拠について、再整理していく。

民間保険には、かならず、クリーム・スキミングの問題が付随する。民間保険では、高いリスクを持つ者ほど、保険料負担は高く設定されているものの、その保険料を負担することができなければ、どんなに保険を必要としていても、保険に加入することはできない。このように、高いリスクを持つ者が、保険加入から、不利な状況に置かれることをク

リーム・スキミングと呼んでいる。クリーム・スキミングの問題を回避するためには、リスクと保険料負担の関係を切り離す必要がある。ただし、任意加入の性質を有する民間保険において、リスクと保険料負担の関係を切り離すと、つぎのような逆選択の問題が、より深刻化することであろう。

保険運営者と保険加入希望者（被保険者）の間には、情報の非対称性の問題が発生することから、保険には、逆選択の問題が付随する。たとえば、民間の医療保険の場合、保険運営者は、保険加入希望者の健康状態を完全に把握することはできない（もちろん、把握するための工夫はしている）。一般に、リスクの低い者よりも、高いリスクを持つ者の方が、保険に加入したがる傾向にある。本来、保険運営者は、保険加入から、高いリスクを持つ者を排除したいと思うものの、実際には、健康な者よりも、病気がちの者の方から、医療保険に加入していく傾向にある。このような事態を逆選択と呼んでいる。

この逆選択の問題を緩和するために、民間保険では、リスクに応じた保険料を設定している。しかしながら、保険という財の性質から、各自の限界効用が、リスクに応じた保険料率を上回るであろうと思われる場合に、保険に加入することであろう。その結果、保険には、逆選択の問題が付随する。もともと、この逆選択の問題は、全国民を強制加入にすることにより、完全に解決することができるが、利潤最大化を追求する民間保険では、全国民を強制的に加入させることは不可能である。

これらの問題に加えて、民間保険の限界として、モラル・ハザードの問題もある。モラル・ハザードは、「倫理の欠如」などと訳されている。保険に加入していないならばしないであろう行動なのに、保険が存在することによりする行動をモラル・ハザードという。火災保険に加入しているがゆえに、自宅に火を放つという行動が、モラル・ハザードの代表的な例である。

このモラル・ハザードの問題を防止するために、民間保険では、やはり、リスクに応じた保険料を設定している。先

程の火災保険の場合、前年に火災を起せば、翌年の保険料が跳ね上がる仕組みになっている。このような防止策にもかかわらず、モラル・ハザードは、発生し続けている。もつとも、モラル・ハザードは、社会保険にも付随する。

以上のことから、すべての国民を対象にして、民間保険により、年金を運営することには限界がある。教科書的な結論になるが、社会保険としての公的年金が必要になる。まず、この点に関して、社会保障教育を通じて、あらためて、国民のコンセンサスを得る必要があるだろう。

(二) 社会保険の存在意義

社会保険の存在意義は、社会連帯や相互扶助の精神にもとづき、病気や失業などの貧困を引き起こすリスクを社会的に共有化することで、リスクを分散させることにある。なお、社会保険にみられるこのような機能をリスク・プーリング機能と呼んでいる。リスクを社会的に共有化し、リスクを分散させるためには、強制加入の制度が必要になる。

社会保険は、生活困難（貧困）に陥ることを防ぐための事前の防貧制度であり、生活困難を引き起こすリスクごとに、日本の場合、五種の社会保険に整理されている。日本の社会保険は、公的年金保険、公的医療保険、公的介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険に分類することができる。なかでも、公的介護保険は、一九九七年に制定され、二〇〇〇年四月から実施されている最も新しい社会保険である。各保険によつて、職場単位か地域単位か、保険料負担や納付方法、給付水準、現金給付か現物給付（サービス）か、財源構成における国庫負担の比率、労使折半の比率などが異なり、ひとつくりに紹介することは難しい。

たとえば、公的年金制度といつても、一階部分は共通の基礎年金として統一されているものの、自営業者などを対象にした国民年金、被用者を対象にした厚生年金、公務員などを対象にした共済年金に分類されている。もつとも、共済

年金の場合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済に分類されており、各共済組合ごとに制度が異なる。当然のことながら、国民年金と厚生年金では、それぞれ保険料負担や納付方法、給付水準などが異なる。

このようなことから、社会保険をひとくりに紹介することは難しいものの、社会保険の存在意義は、社会連帯や相互扶助の精神にもとづき、リスクを社会的に共有化し、リスクを分散させることにある。このような社会保険の存在意義から、民間保険とは異なり、社会保険では、強制加入を採用している。公的年金制度は、高齢による貧困を事前に防ぐための防貧制度であり、社会連帯と相互扶助の精神にもとづき、社会全体で高齢者の生活を支える仕組みである。日本の現状の公的年金制度は、強制加入を前提とした世代と世代の支え合いであり、この点にも、社会保険としての公的年金制度の存在意義がある。

再び繰り返すが、一九五〇年勧告の総説では、社会保険について、「自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならぬ」と述べている。この文意は、社会連帯の精神にもとづき、所得能力に応じた社会的義務を唱えている。民間保険の保険料負担のルールは、リスクに応じた保険料負担であり、この点から、社会保険の保険料負担のルールとは異なる。

財源調達方式が、保険料方式の社会保険の場合には、一般的に、個人の所得能力に応じて、保険料を負担する仕組みになっている。この場合、公的年金の受給権を得るためには、一定期間を通じての保険料負担が必要となる。厚生年金や共済年金の場合、この保険料負担は、所得に応じた負担であり、労使折半を原則としているが、自営業者を対象にした国民年金の場合には、定額の保険料負担が適用されている。この定額の保険料負担は、所得能力に応じた負担とはいえない。このように、日本の公的年金制度には、所得能力に応じた負担と定額負担が混在している。以後も、所得能力に応じた負担を前提として、話を進めよう。現実には、所得能力に応じて徴収された保険料は、社会連帯や相互扶助の精神から、受給者のニーズに応じて給付される。

(三) 社会保険における公平性の意味合い

すでに述べたように、民間保険では、給付・反対給付均等の原則から、個人の保険料負担は、各自の保険金の予想値に見合うように設定されており、個々人に、リスクに応じた保険料を負担させている。この給付・反対給付均等の原則を通じて、民間保険では、公平性が維持されている。もともと、社会保険における公平性の意味合いは、このような民間保険における公平性の意味合いとは異なる。

社会保険では、社会連帯や相互扶助の精神にもとづき、所得能力に応じた負担義務が発生し、これに対して、給付の方は、受給者のニーズに応じて給付される。この場合、財政の所得再分配が機能することを通じて、社会保険における公平性が達成される。したがって、公的年金の場合、たんに、個人の保険料負担とその運用利回りのみに応じて、退職後の年金給付額が設定されるものではない。この点が、民間保険と混同されて、国民に十分に理解されていないと思われる。

社会保険における公平性は、財政の所得再分配を通じて達成されるが、この所得再分配は、社会保障における重要な機能である。そもそも、財政の所得再分配は、水平的な所得再分配、垂直的な所得再分配、世代間の所得再分配の三つからなり、公的年金にも、これら三つの所得再分配の機能を複合的に期待することができる。

まず、水平的な所得再分配を通じて公平性の達成についてみてみよう。公的年金では、同一世代内において、短命の者から、長寿の者に対して、結果的に、所得再分配が機能しているが、これを水平的な所得再分配と呼んでいる。財源運営方式に、積立方式⁴が採用されている場合、水平的な所得再分配の役割は、より重要視される。この場合、同一世代内において、長寿のリスクを共有化し、それらのリスクを同一世代内において分散させることになる。

つぎに、垂直的な所得再分配を通じた公平性の達成についてみてみよう。公的年金制度の厚生年金や共済年金の場合、生涯所得を通じて、高所得者から低所得者に対して、垂直的な所得再分配を通じて、公平性を達成することができる。アメリカの公的年金制度では、垂直的な所得再分配の機能を重視している。⁵日本の公的年金制度の一階部分の基礎年金では、国庫負担による補助もある。この国庫負担による補助は、低所得者に対して、一層の垂直的な所得再分配を意味している。

日本の場合、財源調達方式に保険料方式⁶を採用しているものの、その財源構成をみると、保険料収入に加えて、国庫負担による普通税に依存していることがその特徴である。日本の公的年金制度の一階部分である基礎年金の財源構成の三分の一（この比率は将来において引き上げられることを予定している）は、拠出を要件としない国庫負担に依存している。保険料方式のもとでの給付に関しては、所得の低い者の給付が低くなりがちであるが、この問題（保険料方式に附随するデメリット）を緩和するためにも、国庫負担に依存していると、考えられよう。

最後に、世代間の所得再分配を通じた公平性の達成についてみてみよう。日本の公的年金制度では、財源調達方式に保険料方式を採用し、財源運営方式に賦課方式⁷を採用しており、勤労者世代から高齢者世代への世代間の所得再分配を通じた公平性を達成している。この賦課方式を通じて、社会連帯と相互扶助の精神にもとづき、社会全体で高齢者の生活を支えている。

日本の場合、公的年金制度を取り巻く環境として、少子・高齢化の進行が速いことがあげられる。このようなことから、日本の公的年金制度では、世代間の所得再分配を通じた公平性の問題が、より一層と重要視されている。もつとも、日本の場合、財源運営方式に、賦課方式を採用していることから、負担と給付の関係において、積立方式のように、明確な関係を期待することは希薄になる。たんに、給付に関して権利が発生するものと解釈すべきである。

この賦課方式は、合計特殊出生率の低下の影響を受けやすい。合計特殊出生率の低下が、一層と進むことにより、勤

労者世代（被保険者）に対する高齢者世代（年金受給者）の比率が上昇していき、現在の給付水準を維持するためには、勤労者世代の保険料の引き上げが必要となる。その結果、世代間格差の問題が発生する。したがって、賦課方式の場合、特定の世代が、合計特殊出生率の低下の影響を受けることになる。

二〇〇四年改正では、年金財政の数字合わせに始終したが、その数字合わせの意味するところは、世代間格差の問題を調整するための政治的合意でもある。つまり、政治的合意による世代間の所得再分配を意味している。しかしながら、この世代間格差の調整は、早くも崩れかけていることから、世代間の所得再分配を通じた公平性の問題について、今後、継続して議論していく必要があるだろう。

四、おわりに——公的年金の政策づくりを進める際に

以上を通じて、本稿では、社会保障における社会連帯の意義について、再確認したうえで、社会保険の本質について、再整理してきた。社会保障における社会連帯の意義を再確認し、社会保険としての公的年金の政策づくりを進めていくためには、従来以上に、社会保障教育を重要視していく必要があることにも触れてきた。

公的年金制度の発足当初においては、財源運営方式に積立方式が採用されるものの、制度の成熟期移行の最終段階においては、賦課方式に移行せざるを得ない。公的年金制度では、制度創設後の加入期間の短い者にも、一定水準の給付額を支給しなければならない。また、制度の成熟期以前においては、政治家の「票」に結びつくことから、保険料は低く抑えられながら、安易に給付額が引き上げられやすい傾向にある。このようなことから、受給資格者が増大し続けていく制度の成熟期以降においては、一定水準以上の積立金を維持していくことは容易でなくなり、積立方式を維持して

いくことが困難になる。

すでに、日本の公的年金制度は、一九五四年の年金改正以降、厚生年金の財源運営方式には、段階保険料方式が採用されている。この段階保険料方式は、積立方式を修正し、賦課方式の要素を取り入れた方式であることから、修正積立方式⁽⁸⁾とも呼ばれている。だが、段階保険料方式のもとに、保険料は低く抑えられながら、安易に給付額が引き上げられてきたことから、実質的には、賦課方式といえよう。本稿では、積立方式と賦課方式を比較し、議論することを目的としていない。ただ、歴史的経緯を通じて、積立方式から、賦課方式に移行してきたことを強調しておきたい。

この賦課方式を通じて、社会連帯と相互扶助の精神にもとづき、社会全体で高齢者の生活を支えている。賦課方式のもとにおいて、世代間格差の調整は、たんなる損得勘定の感情論に陥りがちだが、世代間を通じた所得再分配による公平性の達成を忘れてはならない。二〇〇四年改正では、世代間格差の調整に、しこりを残したと思われるため、今後も、世代間を通じた所得再分配の公平性の問題について、継続した議論が必要となろう。

このように、賦課方式の公的年金制度においては、世代間の所得再分配が重視されるものの、水平的な所得再分配や、垂直的な所得再分配も機能している。アメリカの公的年金制度は、賦課方式のもとに、垂直的な所得再分配を重視しているが、日本の公的年金制度においても、より垂直的な所得再分配の機能を強調することも可能であろう。

今後、比較的早い時期に、あらためて、公的年金制度の見直しがなされるだろうが、その際には、社会連帯の意義と社会保険の本質を踏まえて、公的年金の政策づくりを進めていく必要があると思われる。国民のコンセンサスを得る必要性からも、従来以上に、社会保障教育を重視していく必要もあろう。

- (1) 五〇%を維持することができるのは、モデル世帯のみである。モデル世帯とは、夫がフルタイムで四〇年間働き、妻が専業主婦の場合を想定している。その他の共働き世帯や独身世帯では、当初から、五〇%を維持することはできない。なお、モデル世帯で五〇%を下回る見通しの場合には、制度を見直しすることを年金改正法の附則に盛り込んでいる。
- (2) 以上の数値は、新聞等で発表されているおおまかな数値であり、正確な数値については、国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口―平成一四年一月推計』財団法人厚生統計協会、二〇〇二年、三五頁を参照せよ。
- (3) 一九五〇年勧告については、たとえば、中央社会保障推進協議会編『社会保障』中央社会保障推進協議会発行／あけび書房発売、三九三号、二〇〇四年、六四〜六五頁を参照せよ。また、詳細については、社会保障研究所編『戦後の社会保障資料』至誠堂、一九六八年、一八七〜二〇五頁を参照せよ。
- (4) あらかじめ給付額を定めておき、被保険者の積立てた保険料収入（積立金）とその運用利回りを給付財源に充てる方式を積立方式と呼んでいる。この積立方式の場合の保険料率は、平準保険料である。アメリカの公的年金制度の発足当初においても、積立方式が採用されていた。
- (5) 拙稿「アメリカ公的年金における最近の老齢給付プログラムについて」『東北公益文科大学総合研究論集』、創刊号、二〇〇一年、四八〜五〇頁を参照せよ。
- (6) 保険料方式では、負担と給付の関係が発生し、給付に関して権利が発生する。また、保険料方式といっても、使途が指定されていることから、目的税の性格に近いものと思われる。ただし、賦課方式の場合、負担と給付の関係において、積立方式のように、明確な関係を期待することは希薄になる。もつとも、保険料方式を採用している国もあれば、税に依存する税方式を採用している国もある。保険料（保険税）方式が、負担と給付の関係を前提としていることに対して、税方式の場合は、負担と給付の関係を前提としない。社会保険のような普遍的な給付に関して、保険料をその財源とするのではなく、税のみを財源として給付するしくみを社会手当・社会サービスと呼んでいる。普通税のみに依存する税方式の場合、予算に関して、他の政策と競合しあうことから、安定的な財政運営を継続することの困難さが指摘されている。なお、この問題に関しては、税収の使途が指定されている目的税を導入することにより、緩和することができると思われるものの、税率を引き上げる際には、国民の抵抗感強いと思われる。

- (7) 当該年度における勤労者世代からの保険料収入を財源として、その当該年度における高齢者世代への給付を行なう方式を賦課方式と呼んでいる。したがって、賦課方式は、世代と世代とにおける支え合いの制度である。制度の発足当初から、時間の経過に対応して、保険料率は、右上がりのカーブを描きながら上昇していく。
- (8) いうまでもなく、修正積立方式の保険料率は、時間の経過に対応して、段階的に引き上げられていく。二〇〇四年改正では、最終的に、厚生年金の保険料を一八・三%まで引き上げることが予定している。

参考文献

- 秋元美世・一圓光彌・栃本一三郎・椋野美智子編『社会保障の制度と行財政』有斐閣、二〇〇二年。
- 阿部公一「アメリカ公的年金における最近の老齢給付プログラムについて」『東北公益文科大学総合研究論集』、創刊号、二〇〇一年。
- 一圓光彌『社会保障論』誠信書房、二〇〇二年（第五版第一刷）。
- 国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口―平成一四年一月推計』財団法人厚生統計協会、二〇〇二年。
- 駒村康平『年金はどうなる』岩波書店、二〇〇三年。
- 社会保障研究所編『戦後の社会保障―資料』至誠堂、一九六八年。
- 高山憲之『年金の教室』PHP新書、二〇〇四年（第八刷）。
- 高山憲之『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社、二〇〇四年。
- 中央社会保障推進協議会編『社会保障』中央社会保障推進協議会発行／あけび書房発売、三九三号、二〇〇四年。
- 三木義一・山本忠「税」と「保険料」、いったい何が違うのか』『世界』岩波書店、七二四号、二〇〇四年。
- 椋野美智子・田中耕太郎『はじめての社会保障』有斐閣アルマ、二〇〇三年（第二版第二刷）。